

8 監査公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、愛知県知事から財政的援助団体等監査の結果（令和 8 年 1 月 27 日 8 監査公表第 2 号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和 8 年 8 月 7 日

愛知県監査委員 今 田 幹 雄
同 小 川 淳
同 柏 木 勝 広
同 山 本 浩 史
同 中 根 義 高

対象団体	是正又は改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
愛知県公立大学法人	○検討事項 【適切な資金運用が行われるよう検討を求めるもの（合規性）】 愛知県公立大学法人では、余剰資金の運用に当たっては、愛知県公立大学法人会計規則及び同資金管理規程の定めにより、資金計画を基に、安全かつ効率的な運用に努めなければならないものとされている。 しかし、同法人では、中途解約した場合に元本割れするリスクのある特約付定期預金（令和 5 年度預入、預入期間 10 年）により資金運用を行う際に、10 年間の長期にわたって資金を運用することに伴うリスクに関する検討内容を適切に記録しておらず、意思決定過程の検証が困難な状況となっていた。 なお、令和 6 年度末時点において、預入額計 4 億円に対する時価は約 3 億 6,273 万円となり、約 3,727 万円の市場評価上の含み損が生じている。 ついては、資金運用を行う場合には、事業計画に基づき、運用期間を通じたリスクを十分に評価した上で慎重に運用方法を選択するとともに、その意思決定過程を明確にするなど、適切な運用がなされるよう検討されたい。	県は、長期運用に伴うリスクを十分に検討した上で運用方法を選択するとともに、その検討内容を適切に記録するよう法人へ指導した。 また、法人において次のとおり対応した。 資金管理規程の一部を改正し、余剰資金による 1 年超の長期運用に当たっては、安全性の高い商品を基本とし、運用条件の比較検討を行うとともに、その内容を反映した資金計画を作成の上、理事長の承認を得る手続を明文化することとした。
公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	○指摘事項 【県有財産の目的外使用の許可を指定管理者が行っていたもの（合規性）】 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団は、指定管理者として、愛知県一宮総合運動場（いちい信金スポーツセンター）及び愛知県武道館の管理を行っている。 指定管理者制度では、地方公共団体の長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせることができることとされているが、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）等の法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これを指定管理者に行わせることはできないとされている。 しかし、同財団は、愛知県一宮総合運動場及び	県は、再発防止策として、行政財産の目的外使用許可の権限が県の専権事項であることを指定管理者に対して改めて周知するとともに、関係案件については速やかに県へ報告するよう指導した。 また、法人において次のとおり対応した。 職員に対し、法制度の理解や運用の徹底を図るとともに、行政財産の目的外使用許可に当たるような申請を受け付けることがないよう、複数の職員で確認するなどチェック体制を強化した。

	愛知県武道館において、施設の利用を妨げない範囲ではあるものの、近隣住民や団体の利便に供するために、地元の高校や保育園が開催するイベントの際の駐車場等として、施設の使用を許可していた。	
公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	○指摘事項 【行政財産の特別使用許可条件に違反していたもの（合規性）】 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団は、指定管理者として、愛知県一宮総合運動場及び愛知県総合射撃場の管理を行っている。 同財団は、施設利用者の利便に供するため、これらの施設内に自動販売機を設置することを目的に、県から転貸禁止との条件が付された行政財産特別使用許可を受け、事業者と契約を結んで自動販売機計7台（夏季8台）を設置させ、清涼飲料水等を販売させていた。 この契約において、設置する自動販売機が事業者の所有であること、また、商品の補充や金銭の管理（つり銭の補充を含む。）などの管理的行為も事業者が行っていることなどからすれば、許可条件において禁止する転貸に該当すると解され、使用許可条件に違反するものとなっていた。	県は、愛知県一宮総合運動場においては、令和8年4月1日から自動販売機の設置及び運営を行う業者と直接契約を締結し、是正した。 また、愛知県総合射撃場においては、現在自動販売機は設置されていないが、今後新たに契約を行う場合には、愛知県一宮総合運動場の例と同様に、県が直接業者と契約することとした。 再発防止策として、転貸に該当する又は該当しそうな同様の案件については、契約締結前に県へ報告して対応を協議するよう、法人へ指導した。
岩間造園株式会社	○指摘事項 【キャッシュレス決済業務に要した経費の金額を誤って県に請求していたもの（合規性）】 岩間造園株式会社は、指定管理者として、木曽川祖父江緑地及び熱田神宮公園の管理を行い、施設の利用料金の収納にはキャッシュレス決済を導入している。 県は公の施設におけるキャッシュレス決済の導入を促進する立場であり、指定管理者との基本協定において、キャッシュレス決済業務に要した手数料等の経費については、県が指定管理料として実績に応じて負担することとされている。 同社は、キャッシュレス決済業務に要した経費として、決済サービス業者に対して支払った令和6年度分の決済サービス手数料を集計し、令和7年5月に県に請求した。 しかし、この請求には、指定管理業務に含まれない自主事業として同社が収納した料金（バーベキューの炭代等）に係る決済サービス手数料が含まれていたほか、集計の際の計算誤りがあるなど、金額に誤りがあった。	県は、過大に支払っていたキャッシュレス決済に係る手数料165円を令和8年1月9日に法人から返還させた。 再発防止策として、キャッシュレス決済に係る手数料の請求時に、領収書等の資料の提出を求め、確認することとした。 また、法人において、次のとおり対応した。 キャッシュレス決済に係る手数料の確認を公園管理事務所と法人本店の複数の職員で行うことにより、チェック体制を強化した。